

様式第 5 号（第 8 条関係）

確 認 書

給水工事協定書第 6 条の内容について、
給水申込申請者 鳥羽市水道事業 鳥羽市長 と
とは、下記のとおり確認する。

施設等の帰属については、第 6 条において「.....原則として工事完成検査合格の翌日から、乙（鳥羽市水道事業）に帰属するものとする。」であり、
帰属後は、この施設（配水管及び量水器までの給水管等）の一切の権利及び管理義務が乙に帰属するということであり、これらの施設の改造及び分水等についても、乙は甲に協議等をすることなく、乙の判断で施行することができる。とするものである。

上記確認の証として、本書 2 通を作成し各自記名捺印のうえ、それぞれ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所 鳥羽市大明東町 1 番 6 号
氏名 鳥羽市水道事業
鳥羽市長